

第 46 号議案

令和 3 年度神戸市自動車事業剰余金処分の件

令和 3 年度神戸市自動車事業資本剰余金のうち第 2 項に定める金額を、次のとおり処分する。

令和 4 年 9 月 14 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

1	当年度末資本剰余金残高	3,090,553,262円
2	資本剰余金処分数額	
	未処分利益剰余金	<u>239,038,670円</u>
3	翌年度繰越資本剰余金	<u>2,851,514,592円</u>

理 由

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 3 項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方公営企業法 ぬきがき

(剰余金の処分等)

第32条 [略]

2 [略]

3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行
わなければならない。

4 [略]